



## 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

事務局：山梨県障害福祉課  
〒400-8501  
山梨県甲府市丸の内1-6-1  
Tel 055-223-1460  
Fax 055-223-1464  
E-mail  
shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

### 【トピック】

- 障害者差別に関する相談事例の紹介をとおして、誰もが生きやすい社会づくりについて考えます。

今号では、2件の障害者差別に関する事例について、相談の経過や解決に向けての取組を障害者差別地域相談員(以下地域相談員)、障害者差別解消推進員(以下推進員)の関わりや相談の流れとともに紹介します。

### 盲導犬使用者への入店拒否事例

#### 【相談内容】

- ①盲導犬使用者が家族でレストランを利用しようとした際、盲導犬同伴での入店を断られた。
- ②当事者は従業員に補助犬法の説明をしたが、「店の方針である」「責任者不在で判断できない」と入店を拒む正当な理由を説明しなかった。



#### 【対応の経過】

- ①当事者が、身体障害者補助犬法に基づく苦情を県に申し出る。
- ②県は同法に基づき施設管理者に対し、従業員への教育の徹底と補助犬マークの掲示を指導助言する。
- ③施設管理者は、従業員への指導不足を認め、当事者への謝罪と従業員への指導徹底を申し出る。
- ④推進員から、当該地域を担当する地域相談員に経過の報告等の情報を提供する。

### 手話通訳者の配置等情報保障の不提供事例

#### 【相談内容】

- ①県聴覚障害者協会(以下協会)が、青年会議所主催の首長選に関する公開討論会で手話通訳者の配置を要請
- ②青年会議所は通訳配置依頼を受け、県聴覚障害者情報センター(注1)に問合せたが、予算上費用負担が難しいと判断し、協会へ配置できない旨を説明
- ③協会から、障害者差別解消法上の差別ではないかとの相談が県に寄せられた。



#### 【対応の経過】

- ①県は、青年会議所を所管する経済産業省の「予算的に困難であれば一概に差別は言えないが、単に手話通訳者を予算上確保できるかどうかだけでなく、できない場合の代替手段も併せて検討すべきであると考える」との見解を確認
- ②県は、経済産業省の見解を踏まえ、協会へ回答するとともに、青年会議所にその旨伝える。

#### 【事例から学ぶこと】

すべての人に同じ権利を保障するために努めるという観点で、様々な状況にある人を想定した事前の環境整備への配慮が求められます。共生社会づくりに向かう努力は、すべての人にとって便利で生きやすい社会づくりにつながることを確信して、取り組むことが求められます。

例えば、第2の事例のような場合は、手話通訳の代替手段として討論会での発言要旨を資料として配布、発言者の協力で事前に資料が準備できれば文字情報として映写することもできます。

また、求められる配慮が過重であるか否かは求

められる側の状況で異なります。すべての要望に応えることが難しい場合があるのも事実です。

いずれの場合も必要なことは、合意形成に向けたお互いの努力です。可能な範囲を示し合い、建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲でお互いに柔軟な対応を探ることが必要です。

合理的配慮の不提供事例からは、多くを学ぶことができます。それぞれの状況に応じて、参考にできることを取り入れて環境を整える積極性が求められています。

Eテレで好事例として紹介  
ぜひご覧ください。

NHKEテレ（「バリバラ」12月4日(日)午後7時～7時29分  
「障害者差別解消法ってなに？実践編」）〔注2〕

### 第1回ネットワーク会議で報告した 県内公立病院の身体障害者用トイレへのベンチ設置

Eテレでの紹介に合わせ、改めて事例への対応を振り返ります。

#### [相談の内容]

- ①車いす使用の方が定期通院で利用する際身障者用トイレを使用するが、家族等の介助が必要
- ②トイレ内にベンチを設置してもらおうと一人でも用を足すことができる。
- ③車いすから便座への移乗の際、床に臀部等をつけることなく用を足すことができ衛生的

#### [対応の経過]

- ①当事者が居住地の地域相談員へ相談、協議の上推進員へ連絡相談
- ②情報共有
  - ・県障害福祉課担当間で情報共有、協議し合理的配慮の提供に関する事例として確認
  - ・関係担当課、当該病院へ、合理的配慮の検討が望ましいこと踏まえた情報提供
  - ・地域相談員を通じ、当事者へ要望事項の詳細等について情報収集し、当該病院へ情報提供

#### [合意形成の過程]

- ①当事者の思い
  - ・一人でトイレを利用したい。
  - ・細長ベンチがあれば一人での利用が可能で、介助者なしで通院でき、周囲への負担軽減ができる。
  - ・いくつかある身障者用トイレのうち、一か所だけでもよい。自分だけではなく、同様な状況の方も使いやすくなるのではないか。（当事者宅トイレの写真提供）
- ②当該病院での検討
  - ・当事者からの要望を前向きに検討
  - ・地域相談員、推進員をとおして当事者から得た情報を加味し、具体案検討
  - ・設置可能なトイレを選定し、設置

#### [検討の観点]

- ①個に応じた合理的配慮の提供とその他の利用者との配慮提供上の均衡
- ②合理的配慮提供による他者の利便性の向上

トイレへのベンチ設置後、当該病院から設置状況を示す写真が推進員へ届き、地域相談員をとおして改善結果が相談当事者へ伝えられました。当事者からは、利用後の報告も寄せられました。

相談受付から合理的配慮提供まで約1ヶ月、相

談当事者、地域相談員、当該病院、推進員間の情報共有と連携が円滑に進みました。特に、病院の積極的な検討と素早い対応は、当事者との信頼関係を強めることにつながり、当事者の治療意欲の増進や病院への信頼の広がりが期待できます。

### 事前の環境整備の例 点字資料づくり

会議資料やメニューなど点字資料を作成したい場合、山梨ライトハウス〔注3〕の有料サービスを利用する方法があります。文字資料(点字に対し「墨字」という)A4版1枚分は、点字用紙(B5版超)3枚分にあたり、点字化した資料は枚数も多く厚みも出てきます。

また、「すべての資料を点字化するのには・・・」「図やグラフの資料は・・・」等不安があれば、それらも

含めて山梨ライトハウスへ具体的な相談をすることができます。

なお、文字情報をテキストデータ化すれば、パソコン利用者には読み上げソフトで読むこともできます。また、メニューや各種案内板等は、点字シールの添付で補うことができます。個々で対応が可能な方法を山梨ライトハウスに相談して準備できれば、有意義な資料の提供ができます。

### 解説

〔注1〕県聴覚障害者情報センター：同センターは、手話通訳の他要約筆記等情報保障のための通訳者の派遣を行います。要請の際には通訳内容・時間等具体的な通訳状況を事前に伝えることが必要です。（連絡先：甲府市北新1-2-12県福祉プラザ1階 TEL 055-254-8660 FAX 055-254-8665

E-Mail deafyamanashi@yfj.or.jp)

〔注2〕「バリバラ」：「みんなのためのバリアフリー・パラエティーショー」として、平成24年にNHKEテレでスタートした障害者のための情報バラエティー番組。笑いの要素を織り交ぜ、これまでタブー視されてきたテーマにも挑

んでいる。平成28年4月からは、障害のある人に限らず、「生きづらさを抱えるすべてのマイノリティー」の人たちにとっての“バリア”をなくすために、「みんなちがって、みんないい」をキャッチフレーズに、みんなで考える多様性のある社会を目指している。

〔注3〕「山梨ライトハウス」：視覚障害者の多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう支援することを目的とした社会福祉法人（連絡先：甲府市下飯田2-10-1 E-Mail yamara@msf.biglobe.ne.jp TEL 055-222-3502）